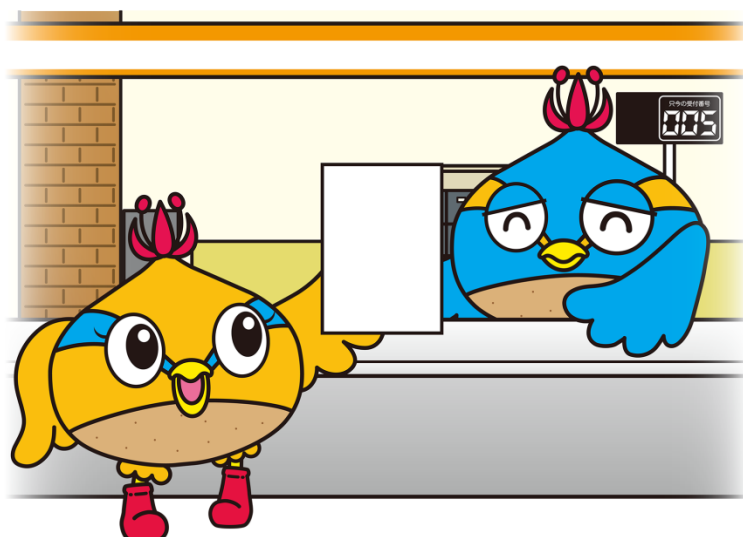


多子世帯紙おむつ等育児用品支給事業

きらきらギフト

利用案内



平成29年10月

日高市福祉子ども部子育て応援課

1 きらきらギフトとは

第3子以降が生まれた世帯を対象※として、産後初期に必要な紙おむつ等の育児用品(2万円相当(5,000円分×4セット))を自宅まで配送する取り組みです。

※現に3人以上の児童(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき、市内に住所を有する者で、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいう。)を養育する世帯において、年齢が高い順が3番目以降である児童であって、生後6か月に達するまでのものをいう。

ただし、平成29年4月1日から平成29年9月30日までの間に出生したものは、平成30年3月31日までとする。

2 申請方法

出生後、「紙おむつ等育児用品支給申請書」を子育て応援課に郵送または窓口に直接提出してください。

【窓口】平日8:30から17:15まで(火曜日19:15まで)

※祝祭日、年末年始を除く。

3 商品内容

市の指定した紙おむつなどの育児用品です。

申請後、支給決定通知と商品一覧パンフレットを送付します。

4 配送先

住民登録地への配送となります。

※里帰り先など、住民登録地以外への配送は実施していません。

5 商品選択

商品一覧にある9セット（A～I）から、4セットを選びます。

4セットの組み合わせは、自由です。

6 注文方法

支給決定通知に同封されている商品一覧のパンフレットの裏面の注文票に必要事項を記載し、市指定業者（白十字販売株式会社）にFAXまたは郵送で注文をしてください。

7 配送方法

注文票に記載をされた配送先に、配送業者が配送します。



8 支給までの流れ

- ① 20日までに子育て応援課に「紙おむつ等育児用品支給申請書」を提出します。

※申請期限は、対象となる子どもの誕生日から6ヶ月です。



- ② 翌月上旬までに「紙おむつ等育児用品支給決定通知書」、商品一覧パンフレットと注文票が届きます。



- ③ 15日までに4セットを選んで注文します。

※注文期限は、支給決定通知を受けた年度の3月15日まで
です。



- ④ 同月末までに注文した商品が自宅へ届きます。



9 Q&A

質問1 1度に4セット注文する必要がありますか？

⇒ はい。1度に4セットの注文をお願いします。

ただし、A~Dセットは、連続した月に配送することもできます。

質問2 商品の仕様が良くわかりません。

⇒ おむつ相談窓口（電話0120-8910-76）へご相談ください。

質問3 配送日を指定することはできますか？

⇒ 配送日の指定は、お受けしておりません。月末を目安に配送させていただきます。

質問4 注文期限は、ありますか？

⇒ はい。注文期限は、支給決定を受けた年度の属する3月15日までとなります。

質問5 同じセットを注文できますか？

⇒ 合計数が4セットであれば、全て同じ、3セット同じ、2セット同じでも可能です。

